

松本市公告第36号

令和7年度松本市サイクルツーリズムプロモーション動画制作業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和7年4月1日

松本市長 臥雲 義尚



1 目的

松本市では、令和3年9月に松本市自転車活用推進計画を策定し、サイクルツーリズムの推進による観光まちづくりを目標の1つとして、サイクリストをはじめとする自転車利用者の受入環境を整備しています。

また、長野県では、令和5年4月に長野県一周サイクリングルート「Japan Alps Cycling Road」のルートを公表し、国がサイクルツーリズム推進に資するルートとして指定する「ナショナルサイクルルート」を目指し、サイクリング環境の整備を進めています。

こうした中、国内外のサイクリストやアウトドアアクティビティに関心のある層の誘客のため、松本市のサイクリング環境や地域の魅力を戦略的にプロモーションする取組みの一つとして、認知度向上に繋がるプロモーション動画の制作について、優れた提案を求めるものです。

本募集要項は、標記業務の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度松本市サイクルツーリズムプロモーション動画制作業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度松本市サイクルツーリズムプロモーション動画制作業務仕様書」のとおり

(3) 契約限度額

2,150千円

3 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

4 企画提案を求める内容

(1) 動画制作

ア 業務の目的やコンセプトに沿った、魅力的なデザインや構成を提案すること。

イ メインターゲットの好みや行動を理解し、メインターゲットに訴求する内容を示すこと。また、その理由も併せて示すこと。

ウ 松本市の特色や地域資源等、地域の魅力を理解し、それらを効果的に発信できる企画提案とすること。

エ 松本城等の定番の観光地だけでなく、サイクルツーリズムの視点から、新たなスポットやスタイルの提示等、独創性のある提案とすること。また、その理由も併せて示すこと。

(2) その他

ア 業務のスケジュール及び実施体制について、打合せの回数や内容等を含めて具体的に提案すること。

イ 過去の類似業務の実績を示すこと。

ウ 本業務を実施するにあたり、提案者が独自に必要な・効果的と考える事柄があれば提案すること。

5 企画提案参加者の資格

以下の資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

6 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

7 スケジュール

日程	内容
令和7年4月 1日（火）	公告
4月 9日（水）	質問書提出期限
4月15日（火）	質問書回答期限
4月18日（金）	参加表明書提出期限
5月16日（金）	企画提案書提出期限
5月26日（月）	第1次審査（書類審査）※
6月 5日（木）	第2次審査（プレゼンテーション審査）

※本プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）が7社以上の場合、第

1 次審査を実施する。

8 質疑応答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出先及び方法

以下担当の電子メール宛てに提出し、受信したことを電話で確認すること。

(3) 提出期限

令和7年4月9日（水）午後5時まで（必着）

(4) 質問書回答

回答は、令和7年4月15日（火）までに、質問者及び回答日において参加表明書を提出している全ての者に対して行い、併せて市ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

ア 軽微な確認事項を除き、電話等による質問は受け付けない。

イ 回答は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとする。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

下記の提出書類ア～クについて、各1部ずつ提出すること。

なお、令和7年度の松本市入札参加資格を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※未納の税額がないことがわかる証明書

カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※松本市内に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式第4号）を提出すること。

(2) 提出先及び方法

担当課へ持参又は郵送により提出

(3) 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書類提出書（様式1）

- イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め）
- ウ 本業務に関する提案見積書（様式第6号）
- エ 上記ウの内訳書（様式任意）
- オ 業務実施スケジュール（様式任意）
- カ 業務協力予定書（様式第7号）※共同提案を予定している場合のみ

(2) 提出部数

提出書類イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部を紙媒体で提出すること。

また、提出書類一式について、PDF形式で保存した電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

なお、「エ 見積書の内訳書」及び「オ 業務実施スケジュール」については企画提案書の中に記載すること。

(3) 提出先及び方法

担当課へ持参又は郵送により提出

(4) 提出期限

令和6年5月16日（金）午後5時まで（必着）

11 応募書類作成に係る留意事項

- (1) 原則としてA4サイズとする。ただし、縦横は問わない。
- (2) 文字サイズは、11ポイント以上を基本とする。
- (3) 応募書類作成の際に使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 記入する数字は、アラビア数字を用いる。
【例】¥123,000-
- (5) 記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印する。ただし、金額の訂正は認めない。

12 選定方法

契約候補者の選定に関する審査は、松本市が設置する契約候補者選定委員会が行う。

(1) 名称

令和7年度松本市サイクルツーリズムプロモーション動画制作業務委託契約候補者選定委員会

(2) プレゼンテーション審査日 令和7年6月5日（木）※予定

(3) 参加資格の確認

ア 「5 企画提案参加者の資格」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確定後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

(4) 審査方法

ア 書面審査

参加事業者が7者以上の場合、書面審査を実施する。なお、書面審査は提出書類に基づき、審査票に従い評価を行う。

イ プレゼンテーション審査

(ア) プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

(イ) 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

(ウ) プレゼンテーションは1参加事業者あたり約30分（提案説明20分、質疑応答10分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。

(エ) 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。

ウ その他

(ア) 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

(イ) 選定委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(ウ) 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

(エ) 審査は松本市での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

エ 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

13 契約に関する事項

(1) 交渉権第1位に選定された者を本業務の委託候補者として契約の締結交渉を行う。なお、交渉権第1位に認定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された者と交渉を行うものとします。

(2) 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

15 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

18 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。
- (6) 企画提案書等は、選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することができる。
- (7) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は提出書類の著作権を無償で可以使用することとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。

19 担当

〒390-8620

松本市丸の内3番7号 東庁舎4階

松本市役所交通部自転車推進課（担当 倉科、竹内）

電話 0263-34-3245

FAX 0263-34-3202

メール jitensha-s@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。